

令和2年第1回定例会

中空知広域水道企業団議会定例会議事録

## 令和2年第1回中空知広域水道企業団議会定例会

令和2年2月28日（金） 滝川市役所10階議会議場

午前 9時56分 開 会  
午前10時47分 閉 会

### ○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 行政報告  
日程第4 報告第1号 例月現金出納検査報告について  
日程第5 議案第1号 令和2年度中空知広域水道企業団水道事業会計予算  
議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条  
例の整備等に関する条例

### ○出席議員 13名

1番 堀 重 雄 君	2番 木 下 八重子 君	3番 寄 谷 猛 男 君
4番 柴 田 文 男 君	5番 水 口 典 一 君	6番 水 島 美喜子 君
7番 小 黒 弘 君	8番 中 道 博 武 君	9番 佐々木 政 幸 君
10番 川 野 敏 夫 君	11番 山 川 裕 正 君	12番 森 岡 新 二 君
13番 大 矢 雅 史 君		

### ○欠席議員 0名

○説 明 員	企 業 長	前 田 康 吉 君	副企業長	善 岡 雅 文 君
	副企業長	村 上 隆 興 君	副企業長	三 本 英 司 君
	参 与	千 田 史 朗 君	監査委員	宮 崎 英 彰 君
	監査委員	中 野 浩 二 君	企業局長	加 藤 孝 昭 君
	監査事務局長	杉 原 慶 紀 君	営業課長	横 山 浩 文 君
	営業課主幹	江 末 孝 之 君	工務課長	児 玉 利 数 君
	工務課主幹	吉 尾 一 彦 君	滝川営業所長	加 地 幸 治 君
	砂川営業所長	岩 崎 賢 一 君	歌志内営業所長	山 田 元 君
	奈井江営業所長	大 津 一 由 君	工務課副主幹	種 田 佳 宏 君
	営業課主査	伊 藤 貴 寛 君	工務課主査	早 坂 彰 彦 君
	工務課主査	佐 藤 純 平 君	営業課主任級主事	松 本 憲 英 君

○会議事務従事者 議会事務局長 山 崎 仁 嗣 君  
事務局書記 伊 藤 雄 樹 君

◎開会・会議宣言		開会時間午前 9時56分
○議	長	<p>おはようございます。時間が多少早いのですが、皆様おそろいですので、始めさせていただきますよろしいでしょうか。</p> <p>ただいまより、令和2年第1回中空知広域水道企業団議会定例会を開会いたします。</p>
○議	長	<p>ただいまの出席議員数は13名であります。</p> <p>よって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。</p>
○議	長	<p>発言は質問席で行い、討論は演壇で行うことといたします。</p>
○議	長	<p>日程第1 「会議録 署名議員指名」を行います。</p> <p>会議録署名議員は、議長において3番寄谷議員、11番山川議員を指名いたします。</p>
○議	長	<p>日程第2 「会期の決定」を議題といたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>今定例会の会期は、本日の1日間といたしたいと思っております。</p> <p>これにご異議ありませんでしょうか。</p>
○議	長	<p>(異議なしの声あり)</p>
○議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は1日間と決定いたしました。</p>
○議	長	<p>日程第3 「行政報告」を行います。</p> <p>行政報告を求めます。</p> <p>(企業長挙手)</p>
○議	長	<p>企業長。</p>
○企 業 長	長	<p>本日、令和2年第1回中空知広域水道企業団議会定例会を招集させていただきました。</p> <p>議員の皆様にご出席をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。</p> <p>行政報告でございますが、詳細につきましては、お手元に資料として配布いたしております印刷物をお目通しいただきたいと思っておりますが、2点につきまして口頭でご報告させていただきます。</p> <p>初めに、水道料金・下水道使用料の賦課誤りについてでございます。</p> <p>砂川市内の2階建て住宅において、2世帯同居のための水道メーターの増設以後、料金等の1階と2階の賦課を逆に行っていたため、各使用者に料金等の支払の過不足が生じていたことが昨年12月に判明しました。</p> <p>原因としては、料金システムの賦課徴収データの水栓所在地が逆に入力されていたことによるものです。</p> <p>料金等の過不足による対象世帯と影響額は、還付する料金等は2世帯で97万</p>

		<p>1, 082円、改めて賦課する料金等は2世帯で65万326円であり、それぞれの利用者の影響を差引きで考えると2世帯32万756円を還付することとなりました。</p> <p>対象者への対応につきましては、おわびとご説明をさせていただき、本年1月には対象者への還付と賦課納入について完了しております。</p> <p>昨年3月に同種の事案が発生し、類似事案の有無の調査、再発防止策の構築・実施など対応を行ってきたにもかかわらず、今回再びこのような事案が発覚したことは、誠に遺憾でありますし、多くの利用者の皆様にご心配をおかけする事態となったことに深くおわびを申し上げます。</p> <p>今後は、集合住宅の新築や改築等の際の水道使用開始の届出時の確認において、新たに給水装置工事の申請の添付書類である工事設計書などによりチェックを行うことにより再発防止に万全を期してまいります。</p> <p>2点目は、水道水の供給状況でございます。</p> <p>令和元年11月分から令和2年1月分までの有収水量につきましては、144万7,870立方メートルとなり、平成30年度における同期間の有収水量と比較いたしますと98.17パーセントとなっております。</p> <p>口頭での報告につきましては以上でございますが、本議会における報告及び議案等につきまして、後ほどご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げますとともに、昨日滝川市において新型コロナウイルス感染者が発生しました。皆様方におかれましては、ご帰宅の後、うがい・手洗い等をしっかりとされますようお願い申し上げます。以上でございます。</p>
○議	長	<p>これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。</p> <p>(小黒議員挙手)</p>
○議	長	小黒議員。
○小 黒 議 員		<p>ただいまの行政報告であった砂川市内での料金の関係なのですが、今、企業長がおっしゃったことで大体分かるのは分かるのですが、非常にタイミングとして良くない時期で、料金の改定のこともあり、私のところにも何件か「何やっているんだ」というお話が寄せられているので、もう少し詳しくですね、企業長からお話もあった「昨年のチェックもあって今後見直すという状況があったはずなのに」というところなのですよ。もう少し今後のチェック体制、それから前の事案と今回の事案がどう違って、なぜうまくチェックができないままで、この砂川の件が起こってしまったのかということも併せてお伺いをしたいと思います。</p>
○議	長	<p>答弁を求めます。</p> <p>(横山営業課長挙手)</p>
○議	長	営業課長。
○横山営業課長		私の方から小黒議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず今回、昨年に引き続き2回目ということでございます。順番が後先になりますが、前回と今回どう違っていたかという部分についてお答えさせていただきたいと思っております。

前回、昨年3月の段階では新築の集合住宅でございました。新築の集合住宅について工事担当部署によりまして現場確認を行います。それが料金担当部署に引き継がれましてシステム登録を行うというものでございましたけれども、それぞれの部署間のチェックについて何らかの漏れがあったと、時期的にかなり昔のものでありますから確定的に「どの段階で誰が」ということは分かりませんでした。そういった誤りであります。そのような案件でありましたので、昨年3月の段階におきまして、同様の案件について過去に遡りまして申請時の書類とシステム入力の間違いないかということで確認を行わせていただきました。類似案件について全件確認を行ったのですけれども、今回の案件については既存の住宅でございます。2階建ての住宅で水道メーターが1つだけ付いていたというところに、途中からもう1つ水道メーターを増設したという案件でございました。そういうことで前回の調査では明らかにならなかったものが今回出てきてしまったというふうに考えてございます。今後のチェック体制ということでございます。今回の事案を踏まえまして、実は料金システムのどういう部分が間違っただかと言いますと、システムに入力するときに方書情報を入力いたします。住所の後に2階・1階という表記を今回しておりました。それが逆に入力されていたということでございます。新しく付いたメーターは、2階で新しくお使いになれる方が来たので2階だろうというような思い込みで「2階」と入力したと。でも実はそれは1階のメーターであったと。新しく付けたのは1階のメーターだったと。既存のメーターは2階であったという間違いでございました。今回、システム上に「2階・1階」、それから「右・左」と書いているものについて、全件設計書図面がございましてチェックをさせていただきました。その上で2件おかしいというものがあつたので、その部分は水出し確認も行いましたが、そこは間違いではなかったということが判明してございます。このような形で調査を行いましたので、同様の案件については全て確認ができたのかなと思っておりますけれども、今後も普段のチェック体制の構築、今回起きた間違いがないように工務課と営業課の確認、それからお客様への確認、こういったことをしっかり行いながらシステム等の入力等を行っていくというふうにしたいと考えてございます。以上です。

(小黒議員挙手)

○議長

小黒議員。

○小黒議員

砂川の案件でいえば、つまり、入力前までの状況としては全く誤りがなかったと考えて良いということのように感じがしたのですが、単純に整った書類を入力するという段階で誤りがあつたというような確認でよろしいのかどうか、そこしか原因がないとしたら、今後の対応としてはそこをしっかりとすればということになると思っておりますので、その点だけ確認をさせてください。

(横山営業課長挙手)

○議	長	営業課長。
○横山	営業課長	<p>小黒議員からのご質問でございます。まさしくそのとおりでございます。当初は住所と名前が登録されていますので間違いのない状態でした。新しくもう1世帯増えるということで、それぞれに1階・2階という状況を付加しました。その状態から間違いが始まったことですので、今後はそういったことがないように十分留意しながら業務を進めたいと考えております。以上です。</p>
○議	長	<p>ほかに質疑ございますでしょうか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これにて質疑を終結いたします。</p>
○議	長	<p>これをもちまして、行政報告を終わります。</p>
○議	長	<p>日程第4 報告第1号「例月現金出納検査報告について」を議題といたします。</p> <p>「例月現金出納検査報告について」は、監査委員より別途配布の報告書のほか、特に説明がない旨の申出がありました。</p>
○議	長	<p>これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これにて質疑を終結いたします。</p>
○議	長	<p>報告第1号は、報告済みといたします。</p>
○議	長	<p>日程第5 議案第1号「令和2年度中空知広域水道企業団水道事業会計予算」、議案第2号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」を一括議題といたします。</p>
○議	長	<p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>(企業長挙手)</p>
○議	長	<p>企業長。</p>
○企	業	<p>それでは、令和2年第1回中空知広域水道企業団議会定例会の開会にあたり、新年度予算案の大綱についてご説明申し上げます。</p> <p>令和2年度は、中空知広域水道企業団水道事業ビジョン及び水道事業経営戦略に基づく2年目の予算となります。</p> <p>また、中空知広域水道企業団水道料金審議会の答申及びこれを踏まえた水道料</p>

<p>○議長</p> <p>○加藤企業局長</p>	<p>金の見直し案に対して寄せられた住民の皆様のご意見を基として、昨年の第2回定例会において議決いただいた中空知広域水道企業団給水条例の改正に基づき水道料金が改定となる年度でもあります。</p> <p>これらに基づき、健全かつ効率的な事業運営の実現を目指すとともに、今後ピークを迎える施設や水道管の更新及び改修等を計画的に進め、将来に向けた投資を適切に行い、また、地震や台風など自然災害への備えをしながら、安全・強靱・持続を基本とし、地域の重要な生活インフラ、社会インフラとしての責務を認識した上で対策を講じるとともに、安定して対応できるよう関連団体との連携強化を図りながら、引き続き安全で安心な水の供給に努めてまいります。</p> <p>それでは初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。</p> <p>収入では、営業収益として給水収益を15億3,709万円、受託工事収益を728万円、その他営業収益を8,108万円計上し、営業外収益として受取利息及び雑収益を87万円、負担金を3,010万円、長期前受金戻入を9,664万円計上、収入総額17億5,306万円を見込んだところであります。</p> <p>支出は、営業費用を14億4,446万円、営業外費用を8,764万円、予備費を280万円計上、支出総額15億3,490万円を見込んでおり、収支差引としては2億1,816万円の利益となる見込みであります。</p> <p>なお、給水収益の現年度分の収納率については99.3パーセントを目標に掲げ、引き続き収納率の向上に努めてまいります。</p> <p>次に資本的収入及び支出について申し上げます。</p> <p>収入では、企業債を5億700万円、出資金を941万円、補償金その他を993万円計上、収入総額5億2,634万円を見込んだところであり、支出は、建設改良費を9億688万円、企業債償還金を2億2,741万円、予備費を200万円計上し、支出総額11億3,629万円を見込んでおり、資本的収入が資本的支出に対して不足する額6億995万円は、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填することとしています。</p> <p>以上、本会計の予算の大綱について申し上げましたが、「中空知の未来を守り育てる広域水道」として、安定した経営の確立、安全で安定した給水を行うため一層努力し、水道事業の使命達成に努める所存であります。</p> <p>予算の詳細については担当より説明申し上げますので、住民の皆様、企業団議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、慎重なご審議と適切なご決定をいただきますよう重ねてお願いを申し上げます。以上です。</p> <p>(加藤企業局長挙手)</p> <p>局長。</p> <p>それでは引き続き、議案第1号「令和2年度中空知広域水道企業団水道事業会計予算」についてご説明申し上げます。</p> <p>予算書の1ページをお開き願います。第1条は総則でございます。第2条は業務の予定量でございます。年間総配水量707万立方メートル、1日平均配水量1万9,370立方メートル、給水戸数3万1,828戸を予定しております。</p> <p>主な建設改良事業は、配水管更新工事及び浄水場施設整備等の施設整備費といたしまして7億8,002万2,000円、水道メーターの新設及び交換に要す</p>
---------------------------	--

る量水器費といたしまして1億2,295万8,000円を予定いたしております。

第3条は収益的収入及び支出でございます。収入では第1款水道事業収益、第1項営業収益から第3項特別利益までの合計で17億5,306万円を予定し、支出では第1款水道事業費用、第1項営業費用から第4項予備費までの合計で15億3,490万2,000円を予定したところでございます。

第4条は資本的収入及び支出でございます。

2ページをお開きください。収入では第1款資本的収入、第1項企業債から第4項分担金までの合計で5億2,633万9,000円を予定し、支出では第1款資本的支出、第1項建設改良費から第3項予備費までの合計で11億3,629万円を予定したところでございます。

1ページへお戻り願います。資本的収入が資本的支出に対し不足する額6億995万1,000円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,282万3,000円、過年度分損益勘定留保資金3億2,809万9,000円及び当年度分損益勘定留保資金2億902万9,000円で補填したいとするものでございます。

再度2ページをお開き願います。第5条債務負担行為では中央監視装置等更新工事として、期間を令和2年度から令和3年度まで限度額を9億7,000万円と定めるものでございます。

第6条企業債では、起債の目的とする施設整備事業の財源といたしまして5億700万円の借入れを限度額とするもののほか、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を2億円と定めるもので、水道事業の運転資金不足時の借入資金でございます。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用でございますが、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合及び営業費用と営業外費用の経費の流用についてできることとするものでございます。

次に3ページに移りまして、第9条は議会の議決を経なければ、それ以外の経費と流用することのできない経費を職員給与費2億919万6,000円及び交際費10万円と定めるものでございます。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を7,070万円と定めるもので、水道メーター資材の購入費でございます。

4ページをお開きください。予算実施計画でございますが、4ページは収益的収入及び支出、5ページは資本的収入及び支出でございます。詳細につきましては予算明細書でご説明申し上げますのでお目通し願います。

7ページをお開きください。令和2年度末日のキャッシュフロー計算書でございますのでお目通し願います。

次に8ページから11ページまでは、所定の様式によります給与費明細書でございますのでお目通し願います。なお、職員については令和元年度から2名減の23名分で計上しております。また、新年度より新たに会計年度任用職員について記載をしております。

13ページについては債務負担行為に関する調書でございますのでお目通し願います。

14、15ページについては令和2年度予定貸借対照表、16、17ページについては令和元年度予定貸借対照表でございますのでお目通し願います。



19ページをお開きください。令和元年度予定損益計算書でございますが、当年度純利益1億2,827万8,000円を見込んでおります。

20ページをお開きください。予算明細書についてですが、予算額対前年増減率及び主な増減についてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入でございます。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益は15億3,709万2,000円、対前年で5.6パーセントの増でございます。有収水量では7万立法メートルの減少を見込んでおりますが、水道料金改定に伴う増を見込んでおります。

2目受託工事収益は728万1,000円、4.9パーセントの増でございます。対象受託工事費の増によるものでございます。

3目その他営業収益は8,107万7,000円、15.8パーセントの減でございます。前年度にありました水道料金システム改修等に伴う構成市町からの事務費負担金が減額になったことによるものでございます。

2項営業外収益、1目受取利息は4,000円、前年同額でございます。定期預金による利息でございます。

2目負担金は3,009万5,000円、構成市町からの負担金のうち企業債の利息償還分については減でございますが、福祉料金補填分負担金が料金改定により増となり、合わせて3.9パーセントの増でございます。なお、企業債償還金分の構成市町別負担金については29ページに参考資料を添付しておりますのでお目通し願います。

3目長期前受金戻入は9,664万3,000円、0.7パーセントの減でございます。長期前受金収益化額の減によるものでございます。

4目雑収益は86万7,000円、21.6パーセントの増でございます。給水工事指定事業者更新制度によります更新手数料の増によるものでございます。

3項特別利益、1目過年度損益修正益は科目存置による計上でございます。

21ページからは支出でございます。1款水道事業費用、1項営業費用、1目議会及び監査費は66万6,000円、0.3パーセントの減でございます。

2目原水及び浄水費は3億2,720万4,000円、2.6パーセントの減でございます。前年度計上の浄水場施設の耐震診断委託業務費がなくなったことによる減及び動力費の減によるものでございます。

22ページをお開きください。3目配水及び給水費は1億2,141万7,000円、11.1パーセントの減でございます。職員給与費の減及び台帳図修正委託料等の減によるものでございます。

4目受託工事費は604万円、3.5パーセントの増でございます。消火栓新設等に係る工事請負費等の増によるものでございます。

23ページに移りまして、5目業務費は1億4,334万5,000円、19.2パーセントの減でございます。前年度計上の料金システム改修の委託料がなくなったことによる減でございます。

6目総係費は24ページにわたりますが、6,710万5,000円、17.1パーセントの減でございます。

職員給与費の減及び前年度計上の財務会計システム、人事給与システム改修委託料がなくなったことによる減でございます。

7目減価償却費は7億1,113万9,000円、1.5パーセントの増でございます。対象償却物の増によるものでございます。

8目資産減耗費は6,754万6,000円、55.9パーセントの増ござ

います。資産除却費の増によるものでございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費は5,338万5,000円、2.2パーセントの減でございます。企業債の利息償還分の減によるものでございます。

2目消費税及び地方消費税は3,349万8,000円、14.4パーセントの減でございます。納付見込額の減によるものでございます。

3目雑支出は75万6,000円、278パーセントの増でございます。給水収益過年度還付金及び控除対象外消費税の増によるものでございます。

3項特別損失、1目過年度損益修正損は科目存置による計上でございます。

4項1目予備費は280万円、前年度と同額計上でございます。

25ページに移りまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

最初に収入でございます。1款資本的収入、1項1目企業債5億700万円、2.1パーセントの減でございます。事業費の減に伴うものでございます。

2項1目出資金は940万9,000円、58.6パーセントの減でございます。企業債の元金償還分の減に伴うものでございます。構成市町別の内訳につきましては、29ページに一覧表を添付してございますのでお目通し願います。

3項1目補償金は973万円、17.6パーセントの増でございます。道路工事等に伴う補償対象事業の増によるものでございます。

4項1目分担金は20万円、前年度と同額でございます。

26ページをお開き願います。支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費、1目施設整備費は7億8,002万2,000円、8.2パーセントの減でございます。施設整備更新工事等の減に伴うものでございます。なお、整備内容につきましては工事請負費の説明欄に記載しておりますのでお目通し願います。

2目量水器費は1億2,295万8,000円、3.2パーセントの減でございます。対象件数の減に伴うものでございます。なお、水道メーターについては計量法に基づき8年ごとの更新が義務付けられております。

27ページに移りまして、3目固定資産取得費は390万2,000円、76.8パーセントの減でございます。蒸留水製造装置等の購入経費でございます。

2項1目企業債償還金は2億2,740万8,000円、8.7パーセントの減でございます。企業債の元金償還分の減によるものでございます。

3項1目予備費は200万円、前年度と同額を計上しております。

28ページには財務諸表における会計処理の基準及び手続きを明確化した注記表、29ページにつきましては構成団体からの出資金、負担金の内訳をそれぞれを記載しておりますのでお目通し願います。なお、企業団創設事業に係る負担金、出資金については令和元年度で終了し、令和2年度以降は事業統合引継ぎ分のみとなっております。以上で議案第1号「令和2年度中空知広域水道企業団水道事業会計予算」の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」についてご説明申し上げます。

地方公務員の臨時・非常勤職員について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備するため、平成29年5月17日地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることとなりました。

た。

この条例は、当該法改正により必要となる条文の整備を行うため、関係する5つの条例を条建てにより一括して改正したいとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、参考資料の1ページ目をお開き願います。

まず、条建て改正の第1条については、会計年度任用職員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるための企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。

第1条は、目的・趣旨規定ですが、法制執務に関わる所要の文言整理でございます。

第2条は給与の種類に関する規定ですが、現在常勤の職員と短時間勤務職員に適用しているところですが、これを一般職全体が適用される形とし、フルタイム会計年度任用職員も適用する形としたいとするものでございます。

第18条は休職者の給与に関する規定ですが、会計年度任用職員が休職にされたときは、給与が不支給となる旨の1項を追加したいとするものでございます。

第19条の2は、法制執務に関わる所要の文言整理でございます。

2ページ目をお開き願います。新たに追加する第19条の3は、フルタイム会計年度任用職員に支給する手当に関する適用除外規定で、管理職手当、扶養手当、住居手当、寒冷地手当及び勤勉手当については支給対象外となる旨定めたものでございます。

第19条の4及び第21条は、法制執務に関わる所要の文言整理でございます。

次に条建て改正の第2条については、休職及び懲戒について会計年度任用職員を新たに適用させることに伴う中空知広域水道企業団職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正でございます。

第4条及び3ページ目の第5条は休職の効果に関する規定ですが、この条例を会計年度任用職員に適用する際の読替規定を追加したいとするものでございます。

第8条懲戒の効果に関する規定ですが、減給に関する読替えを括弧書で追加したいとするものでございます。

条建て改正の第3条は育児休業について、会計年度任用職員を新たに適用させることに伴う職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

3ページから4ページにわたりまして、第2条に第3号として非常勤職員に関する定義について詳細に規定を設けたいとするものでございます。

条項整理により第3条を第2条の2とし、次に5ページにかけて会計年度任用職員の育児休業期間の終期となる日について第2条の3を6ページに、第2条の3の特例となる特別の場合について第2条の4をそれぞれ追加したいとするものでございます。

条項整理により第4条を第2条の5とし、第5条を第3条の5とするとともに、7ページに第7号・第8号として育児休業の期間から除外する期間に関する特別の事情について規定を追加したいとするものでございます。

また、同様に第6条を第4条とし、第7条を第5条とし、第8条を第6条とし、8ページにかけて第7条及び第8条を削除するとともに、第10条・第11条にかけては法制執務に関わる所要の文言整理でございます。

9ページにかけての第12条は新たに育児短時間勤務の承認又は期間の延長

		<p>の請求手続について規定を追加したいとするものであり、その後の旧第11条から旧第14条までは条項整理及び所要の文言整理でございます。</p> <p>条建て改正の第4条については、中空知広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございますが、第2条を改正することにより、公表対象からパートタイム会計年度任用職員を除外することとしたいとするものでございます。</p> <p>条建て改正の第5条については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正でございます。</p> <p>10ページにかけて、まず目次を追加するとともに、法制執務に関わる所要の文言整理として第2条・第3条を改正したいとするものでございます。</p> <p>11ページにかけて第5条に1号を追加して、地方公務員災害補償基金及び労働者災害補償保険による公務災害補償を受けることのできない会計年度任用職員について、この条例を新たに適用させることとなりますが、その際における補償基礎額について規定したいとするものでございます。</p> <p>11ページ第5条の3から13ページの第20条までにつきましては、法制執務に関わる所要の文言整理でございます。</p> <p>附則につきましては第1項において、施行期日を法の施行日、令和2年4月1日から施行したいとするものであり、第2項において経過措置として、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例関連で、条例施行日以降の災害について適用となる旨規定するものでございます。</p> <p>なお、今回の条例改正につきましては、令和2年度予算の中の人件費に関わることから、予算案と同時に上程しております。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
○議	長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより一括質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。</p> <p>(小黒議員挙手)</p>
○議	長	小黒議員。
○小 黒 議 員		<p>令和2年度の予算に関して1点だけですけれども、これまで水道料金の改定の住民説明会でよく使われてきました表などを見ていますと、令和2年度に事業費として13億円ほど大きな今後の推計というか、非常に大きな事業費が計上されていまして。試算というか。ところがこの令和2年度の予算書を見ると、普通と同じというか、逆に昨年度よりも少ない工事請負費ということになっているのですけれども、この辺の違いというのはどういうところで生じているのか、そこをお伺いします。</p>
○議	長	<p>答弁を求めます。</p> <p>(児玉工務課長挙手)</p>
○議	長	工務課長。

○児玉工務課長	<p>小黒議員のご質問にお答えさせていただきます。当初、令和2年度に施設整備計画の段階で中央監視等の更新工事がありました。この事業費に関しましては総額で約9億7,000万円という形で、施設整備計画でも当初の計画で8億円を予定していたところでございます。ただ、中央監視等の更新工事の工事期間が2か年にわたりますので、令和2年度に関しましては2億218万円、令和3年度につきましては7億6,782万円というふうに振り分けました関係上、事業費としましては令和2年度の約7億円の部分が令和3年度に施工する部分が下がったという経過になってございます。そういった部分で施設整備費の事業がかなり落ちたというところでございます。以上で説明を終わります。</p> <p>(小黒議員挙手)</p>
○議 長	小黒議員。
○小 黒 議 員	<p>債務負担行為を見ると中央監視装置の更新工事ということで、今お話になったことなのだろうと思うのですね。中央監視装置というのは、この水道事業にとって非常に大事なところなのだろうと思うのですが、当初の計画でいけば多分この令和2年度にかなりの主要な部分の工事をやって、だから工事費が重なっていたのだろうと思うのです。それが今のご説明あるいは債務負担行為のこの表を見ていくと令和3年度に比重がずれていっているということになるのだろうと思うのですが、この辺は水道事業全体に対しての計画の見直しみたいなものが影響しないのかどうなのか、もともとこういう予定ではなかったと思うのですが、この予定の変更をされている理由をもう少し詳しくお伺いしたいと思います。</p> <p>(横山営業課長挙手)</p>
○議 長	営業課長。
○横山営業課長	<p>小黒議員からのご質問にお答えしたいと思います。経営戦略上では今回の中央監視装置を令和2年度に約8億円かけて1年間で行う予定でございました。これが工事の内容的に2年間施工にかかるということになりました。これによりまして、令和2年度予算には2億円、それから逆に言いますと令和3年度に残りの部分がかかるということになります。経営戦略上の数字はずれてございますけれども、総額としては計画の範囲内での微修正ということで考えてございます。現金収支上等を踏まえまして計画の変更がなくてもこのような形で進めていくということでは影響はないというふうに考えてございます。総額として同じ工事を施工するというところでございます。これが2年間に分かれますけれども影響はないというふうに考えております。以上です。</p> <p>(小黒議員挙手)</p>
○議 長	小黒議員。

○小黒議員	<p>お金の総額上という話ではなくて、やはり中央監視装置というのは視察でも見ましたが大事な部分だと思います。そこをかなり前から何年度にしっかり直していこうということがあって、令和2年度は13億というような見込みをしていたと思うのです。でも実際はこの予算書を見ていくと「そうでなくても良さそうなんだ」という感じを受けてしまうのですね。そこが大事な中央監視装置というものが予算上あるいは機械そのものの耐用年数など全部を加味しながら、この計画を作られていたと思うのですよね。そこを金額的には変わらないけれどという問題ではなく、その機能あるいは整備計画そのものがそれで良かったのかどうかということをお伺いしたいと思っていますのです。</p>
	(児玉工務課長挙手)
○議長	工務課長。
○児玉工務課長	<p>小黒議員のご質問にお答えいたします。計装設備の法定耐用年数でございますけれども約10年となっております。浄水場の監視装置の工事は前回平成18年度に更新を行いまして13年が経過してございます。そういった部分で今後、メーカー等による部品の製造が中止になってまいります。今後、運転管理に支障を来すことのないように計装設備等の更新を行うものでありますけれども、現在、中央監視装置に関しましては予備品等の必要最小限の確保はしてございます。今後部品の供給ができなくなり、修理もできなくなるという部分で事前に更新計画を立てております。工事の内容は2か年にわたるといのは、発注をしてから設計、それから製作までの期間が2か年にわたるということになってございますので、2か年の工事期間が必要という形で事業費を2か年で分けまして行っていくということでございます。工事期間を2か年に分けて行っても運転に一切支障はございません。</p>
○議長	ほかに質疑ございませんでしょうか。
	(なしの声あり)
○議長	<p>質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。</p>
○議長	これより一括討論に入ります。討論ございますでしょうか。
	(なしの声あり)
○議長	<p>討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。</p>
○議長	これより、議案第1号及び議案第2号を一括採決いたします。
○議長	本案をいずれも可決することにご異議ありませんでしょうか。

		(異議なしの声あり)
○議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第1号及び議案第2号の2件は、いずれも可決されました。
○議	長	以上をもちまして、本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。
○議	長	これをもちまして、令和2年第1回中空知広域水道企業団議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

閉会午前10時47分

上記会議録の顛末は誤りがないので、ここに署名する。

中空知広域水道企業団議会 議長

中空知広域水道企業団議会 議員

中空知広域水道企業団議会 議員